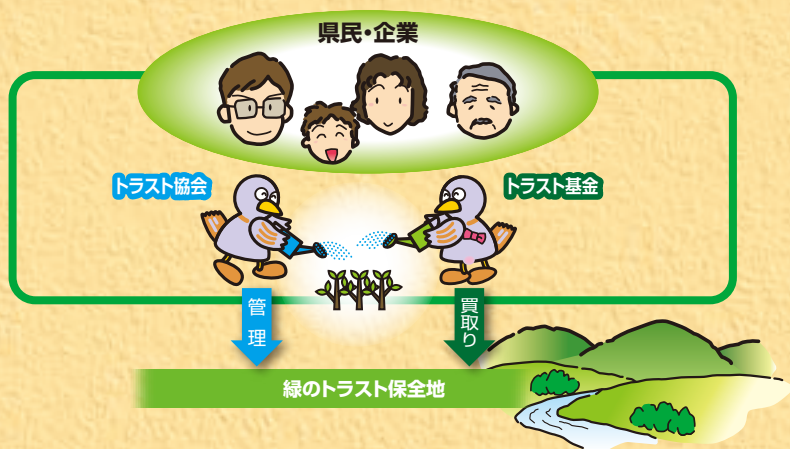


さいたま緑のトラスト運動とは？

1 さいたま緑のトラスト運動

県内の優れた自然や貴重な歴史的環境を守るため、昭和59年から運動の推進主体であるさいたま緑のトラスト協会と協力して「緑のトラスト運動」を展開しています。

県民、企業、団体の皆様からの寄附を主な資金(さいたま緑のトラスト基金)として、地元の市町村とともに現在14か所の緑のトラスト保全地(約74.9ha)を取得し、保全を図っています。



2 さいたま緑のトラスト基金

さいたま緑のトラスト基金は昭和60年に設置され、県民、企業、団体の皆様からの寄附と県の積立により、令和3年3月31日現在の累計額は56億2,096万円に達し、このうち、民間からの寄附金は17億4,083万円となっています。

また、51億3,743万円を土地の取得と保全管理のために繰り出し、基金残高は約4億8,353万円となっています。

- 緑のトラスト基金への寄附金は、埼玉県への寄附となりますので、税法上の控除の対象となります。
- 1年間にお寄せいただいた金額が、個人で10万円、法人・団体で50万円以上になるときは、知事から感謝状を贈呈します。
- ゆうちょ銀行を除く県内の金融機関の窓口で、手数料なしでお振り込みいただけます。
- 寄附申込書は郵送しますので、裏表紙のお問い合わせ先まで御連絡ください。

3 さいたま緑のトラスト協会

さいたま緑のトラスト協会は、県民が主体となって行う緑のトラスト運動の推進組織として昭和59年8月に設立され、平成24年4月に公益財団法人となりました。

協会では、多くのボランティアスタッフが自然に親しむ会などの緑のトラスト運動普及啓発事業を実施するとともに、トラスト保全地の保全管理を行っています。

活動に興味がある方は体験活動も行っていますので、お気軽に協会へお問い合わせください。

会員数(令和3年12月31日現在): 1,447人・団体
【内訳】個人会員 1,136人、法人会員 311団体

【主な活動】

* 保全管理(月2回定例)

- 各保全地の清掃、下草刈り・間伐など

* 主な自然に親しむ会

- 4月 自然観察会とタケノコ掘り(1号地、13号地) スラックライン(4号地)
- 8月 トンボ観察会(11号地)
- 10月 自然観察会(2号地)
- 11月 野鳥観察会(7号地)
- 12月 竹の伐採体験(1号地) ミニ門松作り(8号地)
- 1月 野鳥観察会(11号地)
- 2月 野鳥観察会(2号地)
- 3月 シイタケのコマ打ち(3号地、8号地)
※3号地では保全地散策も実施

* 緑のボランティアセミナー (9月～11月)

- 緑のトラスト運動に必要な知識や、技能を得るための研修を行います。



▲保全活動(2号地)



▲タケノコ掘り(1号地)



▲自然観察会(3号地)